

登録家賃債務保証業者シンボルマークの使用基準

平成31年4月24日
国土交通省住宅局安心居住推進課

(趣旨)

第1条 この基準は、登録家賃債務保証業者シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用することができる者)

第2条 シンボルマークを使用することができる者は、原則として、家賃債務保証業者登録規程（平成29年10月2日国土交通省告示第898号。以下「規程」という。）第5条第1項により登録された者（以下「登録業者」という。）とする。

2 登録業者以外の者については、家賃債務保証業者登録制度の広報活動に有用な場合などであって、国土交通省住宅局安心居住推進課（以下「安心居住推進課」という。）が使用を認めた場合には使用できるものとする。

(使用届出書の提出)

第3条 シンボルマークを使用しようとする者は、次条から第9条までに定める事項を理解した上で、安心居住推進課に必要事項を記載した「登録家賃債務保証業者シンボルマーク使用届出書」（別紙様式1。以下「使用届出書」という。）をメールにより提出するものとする。

2 安心居住推進課は、登録業者から使用届出書が提出された場合、又は登録業者以外の者から使用届出書が提出され使用を認めた場合に、遅滞なく、シンボルマークの電子媒体及び「登録家賃債務保証業者シンボルマーク使用規定書」（以下「使用規定書」という。）を使用届出書の提出者へメールにより送付するものとする。

3 前各項の規定は、使用届出書の記載内容のうち使用目的・方法に変更があった場合に準用する。

(遵守事項)

第4条 前条の規定によりシンボルマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 安心居住推進課へ提出した使用届出書に基づき使用すること。
- 二 別に定める使用規定書に従い、シンボルマークの基本デザイン要素を正しく再現して使用すること。

(使用料)

第5条 シンボルマークの使用料については、無料とする。

(使用の差し止め)

第6条 シンボルマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、安心居住推進課はシンボルマークの使用を差し止めることができる。

- 一 この基準に違反して使用した場合

- 二 第3条に基づき提出された使用届出書に虚偽の記載があった場合
- 三 使用者が法令に違反した場合
- 四 前各号に掲げるもののほか、安心居住推進課が不適切と認めた場合

(指導監督等)

第7条 登録業者である使用者について、前条各号のいずれかに該当すると認められる場合、安心居住推進課は登録業者名の公表、訴訟を講ずることができることに加え、規程第27条に基づく指導監督を行うことができる。

2 登録業者以外の者である使用者について、前条各号のいずれかに該当すると認められる場合、安心居住推進課は必要な警告、社名・団体名等の公表、訴訟を講ずることができる。

(責任)

第8条 シンボルマークを使用した物、施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下に必要な措置を講ずるものとする。また、安心居住推進課は、シンボルマークの使用または使用を差し止められたことにより生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

(基準の改定)

第9条 この基準は、必要に応じて改定される場合がある。

附 則

この基準は、平成31年4月24日から施行する。